

須賀川市イベント等消費喚起応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の事業者団体等が、まちなかへの来訪者増加による消費喚起のため、自主的に開催する事業等について、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 須賀川市中心市街地活性化基本計画で定める区域であること。
- (2) 集客 おおむね500人以上の来場者が見込めること。ただし、学生イベント事業においては100人以上の来場者が見込めること。
- (3) 学生 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び一部の海外大学の日本分校に在籍する者であること。

(補助対象団体)

第3条 補助金交付の対象は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 商店会連合会又は商店会連合会に加盟している商店会等
- (2) 事業協同組合及びまちづくり会社
- (3) 前2号に該当しない団体で、まちなかの消費喚起に大きく寄与し、補助金の交付が適当であると認める団体
- (4) 市内の高校に通う又は須賀川市内に住居を構える学生1人以上を含む学生のみで構成される団体（学生イベント事業に限る。）

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助対象事業及び補助対象経費は別表第1及び別表第2のとおりとする。

- 2 年間を通して継続的に行われる事業については、一つの補助対象事業とみなす。
- 3 複数の団体が共催する事業については、一つの補助対象事業とし、代表する団体に補助するものとする。

(補助金の交付申請添付書類)

第5条 規則第4条第1項に規定する別に定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 団体構成者の名簿

(概算払いの請求)

第6条 規則第8条の規定により、前金払又は概算払を可として交付決定を受けた場合は、次に定めるところにより請求することができる。

- (1) 請求回数の上限は、1回とする。
- (2) 1回あたりの請求額の上限は、交付決定額とする。

2 前項の規定による補助金の前金払又は概算払の請求をしようとするときは、補助金等前金(概算)払請求書に前金払又は概算払が必要な理由に関する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第17条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書(第3号様式)
- (2) 収支精算書(第4号様式)
- (3) 実施写真及び関係資料

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(須賀川市商店街にぎわい事業費補助金交付要綱の廃止)

2 須賀川市商店街にぎわい事業費補助金交付要綱(平成10年4月1日施行)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による廃止前の須賀川市商店街にぎわい事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金に係る同要綱第 11 条の規定は、この要綱施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	対象事業	補助内容			
		事業費補助（事業費全体に関する補助）			
		補助率	限度額	終期設定	対象経費
まちなかイベント事業	中心市街地の公共空間を使用して行う、集客が見込め、消費喚起を促進するためのイベント事業 ただし、須賀川市民交流センターで行う場合は、中心市街地内に別会場を設け、回遊性向上を図るイベント事業のみ対象とする	1/2	20万円	イベントごとに3年	別表第2のとおり
学生イベント事業	学生が主体となり、中心市街地にて行う集客の見込めるイベント事業	10/10	5万円		

備考

- 1 国、県等補助金の交付を受ける場合は、国、県等の補助金額を除いた金額にそれぞれの補助率を適用し、限度額以内の金額を補助する。
- 2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助額とする。

別表第2（第4条関係）

経費区分	内容	備考
報償費	出演者等に対する謝金	
会場費	イベント等会場の設営費	
委託費	イベント等の運営、機材等の運搬及び会場周辺の警備費、システム構築等費用	
備品購入費	イベント等の実施に直接関係する備品購入費用	当該事業用と明確に区分できるものに限る。 汎用性の高いものは不可。 長期間イベントに使用する備品に限る。
原材料費	イベント等の実施に伴う材料費	市内に事業所を有する事業者へ発注するものに限る。 (Web広告を除く。)
貸借料	機材等のレンタルに要する経費	
会場借用費	イベント等会場及び周辺道路の借上費用	
広告宣伝費	チラシ・ポスター作成、Web広告等に要する経費	
消耗品費	事務用品等の消耗品	
保険料	機材等の保険料その他イベント等に関する損害保険料	